

2006年4月
保証料率が弾力化

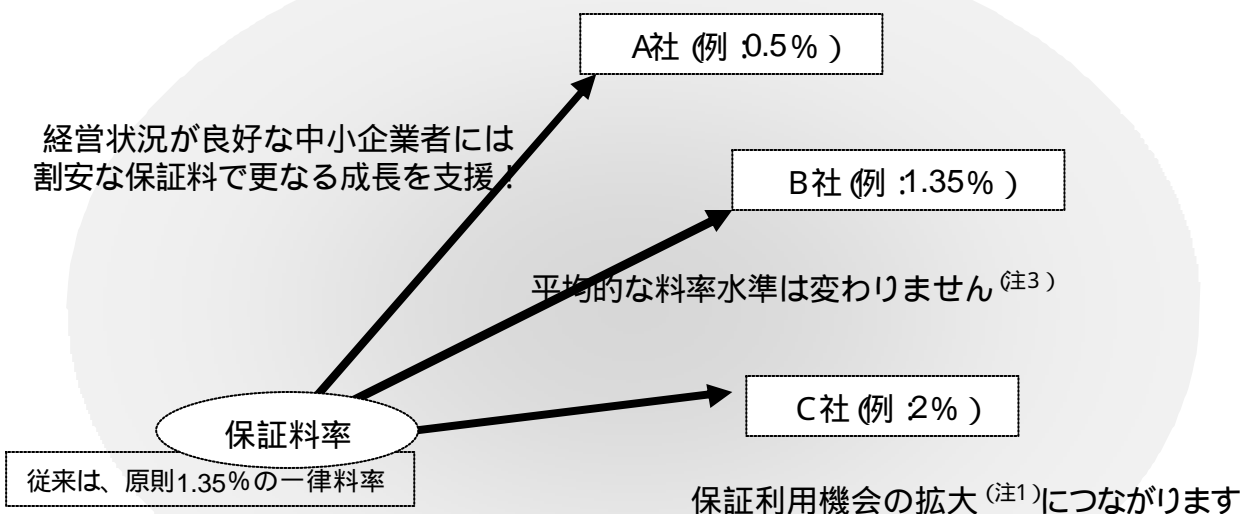
中小企業の経営状況に応じた きめ細かい保証料率設定で 資金調達を応援します

日頃、信用保証協会をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、全国の保証協会では、保証料率を、中小企業者の経営状況を踏まえた料率へと改正することとなりました。

この料率弾力化によって、経営状況が良好な企業には 割安な保証料を、厳しい経営環境にある企業にも、保証利用機会の拡大^(注1)を実現します。

2006年4月1日から、年0.5%から2.2%の範囲^(注2)で9段階の料率体系となります



(注1) 保証のご利用にあたっては、保証協会の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

(注2) 0.5%～2.2%の料率を基準として、最終的には各協会が料率設定を行うこととなります。保証料率についてはご利用の保証協会にご確認ください。

(注3) ご利用の皆さまの平均的な保証料率は従来と同じ1.35%で、保証料率の水準は変わりません。ただし、個々のお客様でみると、経営状況により、料率が下がる場合、上がる場合があります。

1 財務内容を総合的に評価

平成13年3月、経済産業省(中小企業庁)の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用します。CRDは、平成17年10月現在、210の金融機関等が会員となっており、約200万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。

匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません

2 財務以外の要因も加味して料率決定されます

信用保証協会は、財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因(非財務要因)も加味して料率決定を行います。定性要因は、基本的には各協会が独自に設定しますが、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している中小企業者については、全国の信用保証協会でも0.1%の割引を実施し、適正に財務諸表を作成する中小企業者をバックアップします。

3 保証料に関するご照会について

保証料を確認した上で保証申込みをしたいという場合や、金融機関が中小企業者に保証付き融資を紹介する際、予め保証料も説明したいというご要望がある場合、信用保証協会では該当する保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートします。

4 料率の弾力化対象外の保証もあります

原則として、全ての保証が経営状況を踏まえて弾力化されますが、例外として、セーフティネット保証などの特別な保証には従来同様の料率が適用されます。

売掛債権担保融資保証の料率も、一律0.85%で変わりません。

お問い合わせ先

信用保証協会

(住所等)